

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	えにわ応援商品券2025(国の予算年度R7_補正)	①物価高騰の影響を受けた生活者に対する支援として、全市民に1人当たり最大3,000円分利用できる商品券を支給する。(食料品を扱う店舗をはじめとする市内店舗で利用可能) ②③全体事業費 260,214千円 ・会計年度任用職員人件費 4,443千円 ・需用費(消耗品費、印刷製本費) 9,965千円 ・役務費(郵便、広告等) 20,762千円 ・委託料(引換券運用業務、商品券デザイン等) 7,490千円 ・使用料(会場費) 54千円 ・商品券引換金 217,500千円 ④全市民 ※No.8物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を併用	R7.7	R8.4以降
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食食材高騰対策事業(国の予算年度R6_補正)	①コロナ禍から続く物価高騰の影響を受けている子育て世帯への支援のため、物価高騰に伴う給食食材費増額分を、給食費を管理する一般財団法人恵庭市学校給食協会に助成することで、学校給食費の値上げをおさえ、保護者負担の軽減につなげる。 ②(保護者負担分)全体事業費 53,926千円 ③積算根拠:総務省統計局が公表している北海道の消費者物価指数で、R3年平均値からR6年6月までの食品における物価上昇率を用いて影響額を算出。(小数点以下切上げ) ※算出方法:1日あたり食数×単価×年間実施数×物価上昇率 ・小学校 32,602,072円 1学年 509×265×182×0.184≒4,517,028円 2学年 572×265×190×0.184≒5,299,236円 3学年 546×270×190×0.184≒5,153,803円 4学年 619×270×190×0.184≒5,842,864円 5学年 619×275×189×0.184≒5,919,744円 6学年 617×275×188×0.184≒5,869,397円 ・中学校 21,323,992円 1学年 607×337×191×0.184≒7,189,021円 2学年 615×337×187×0.184≒7,131,230円 3学年 631×337×179×0.184≒7,003,741円 ④市内全小・中学校に通う児童・生徒と保護者(教職員分を除く)	R7.4	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	令和7年度恵庭市子ども食堂運営事業者に対する物価高騰対策支援事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に直面し、食糧費等の支出が増加する市内の子ども食堂運営事業者に対し、事業者が引き続き安定したサービスを提供できるよう事業運営に係る費用の一部を助成する。 ②子ども食堂運営費250,000円(5か所) ③R5食材費とR6食材費を比較し増加分50,000円×5か所とした ④子ども食堂運営事業者	R7.10	R8.3
4	③消費下支え等を通じた生活者支援	えにわ応援商品券2025(国の予算年度R7_予備)	①物価高騰の影響を受けた生活者に対する支援として、全市民に1人当たり最大3,000円分利用できる商品券を支給する。(食料品を扱う店舗をはじめとする市内店舗で利用可能) ②③全体事業費 260,214千円 ・会計年度任用職員人件費 4,443千円 ・需用費(消耗品費、印刷製本費) 9,965千円 ・役務費(郵便、広告等) 20,762千円 ・委託料(引換券運用業務、商品券デザイン等) 7,490千円 ・使用料(会場費) 54千円 ・商品券引換金 217,500千円 ④全市民 ※No.5物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を併用	R7.7	R8.3
5	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	恵庭市中小企業等振興融資信用保証料補給事業	①中小企業者等の金融の円滑化、正常化、経営基盤の強化、事業の活性化を図ること、物価高騰対策を目的とする。 ②信用保証料31,845千円 ③R7融資実行見込額1,027,245千円×保証料割合3.1%≒31,845千円 ④市制度融資を受けた中小企業者等	R7.4	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
6	①食料品の物価高騰に対する特別加算	非課税世帯等への食費等生活支援事業	①物価高騰の影響を受けた低所得者に対する支援として、1世帯あたり2万円を支給する。 ②事業費281,200,000円 事務費29,200,000円 ③事業費:非課税世帯9,000世帯 均等割のみ課税世帯2,500世帯 所得割5万円以下世帯2,560世帯 ④令和8年1月1日現在で恵庭市に住民登録のある低所得世帯(住民税非課税世帯、均等割のみ課税世帯、所得割5万円以下世帯)	R8.1	R8.4以降
7	①食料品の物価高騰に対する特別加算	若者に対する食費等生活支援事業	①物価高騰の影響を受けている大学生世代の若者を支援するため、1人あたり2万円相当の電子ギフト等を支給する。 ②対象者約3,200人 ③全体事業費 73,476千円 委託料(電子ギフト調達、発送等)73,476千円 ④19～22歳(平成15(2003)年4月2日～平成19(2007)年4月1日生まれ)のうち、令和8年1月1日時点で恵庭市に住民登録がある者。	R8.1	R8.4以降